

事務連絡

平成20年5月28日

社団法人

全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省老健局振興課

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」の公布について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、コムスン問題を受けて、不正事案の再発防止及び介護事業運営の適正化を図るため、今通常国会に提出していた「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案」につきましては、去る5月21日に参議院において全会一致で可決・成立し、28日に公布されたところであります。

具体的な制度設計については、法改正を実効性のあるものとするため、今後、皆様をはじめ関係方面の意見を踏まえつつ、厚生労働省令等にて定めてまいりたいと考えておりますので御協力をよろしくお願いいたします。

なお、施行期日につきましては、厚生労働省令の準備状況等を勘案し、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

また、改正の趣旨、内容等につきましては、傘下の団体、事業者等に対し、広く周知いただくようよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

厚生労働省老健局振興課法令係

TEL 03-5253-1111(内線 3937)

03-3595-2889(直通)

FAX 03-3503-7894

介護保険法及び老人福祉法の一部を 改正する法律案について

厚生労働省老健局

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守が不十分

事業者の本部への検査権限がない

- 不正行為への組織的な関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ

- 監査中の廃止届により処分ができない
- 同一法人グループへの譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題

- 組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
- 一自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

業務管理の体制整備

本部への立入検査等

処分逃れ対策

指定・更新の欠格事由の見直し

サービス確保対策の充実

- 新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、**業務管理体制の整備を義務付け等**
- 事業者の規模に応じた義務とする

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の**事業者の本部への立入検査権**を創設
- 業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による**事業者に対する是正勧告・命令権**を創設

- 事業所の**廃止届を事後届出制から事前届出制**へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等
- 指定取消を受けた事業者が**密接な関係にある者に事業移行**する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、**不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断**
- 広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が**十分な情報共有と緊密な連携の下に対応**

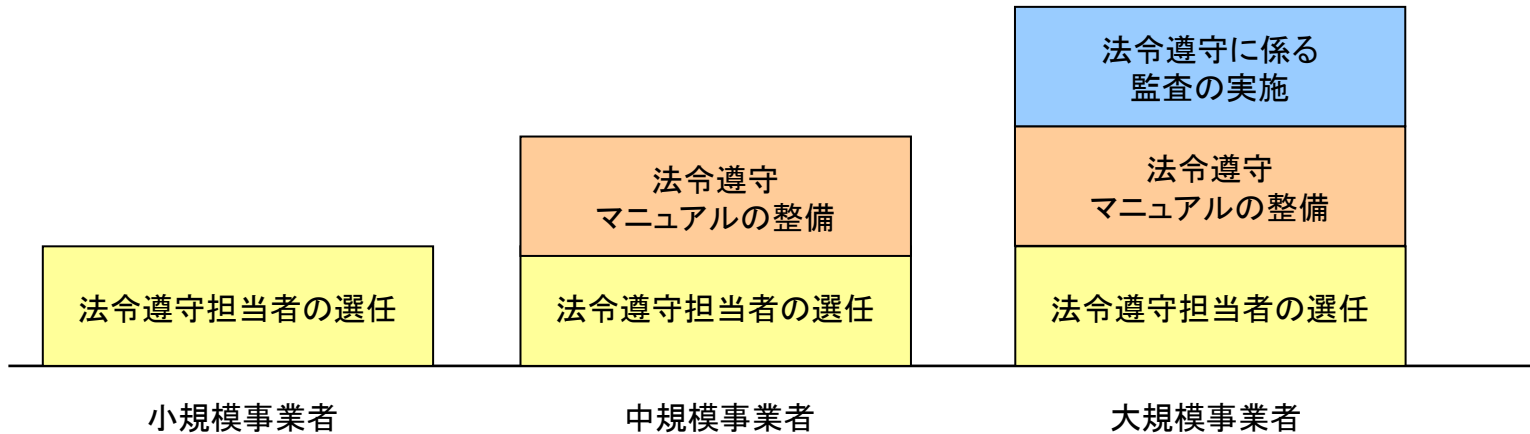
- 事業廃止時のサービス確保に係る**事業者の義務を明確化**
- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加
- 行政が必要に応じて**事業者の実施する措置に対する支援を行う**

施行期日：公布の日から一年以内の政令で定める日

業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(法令遵守等の業務管理体制整備の例)



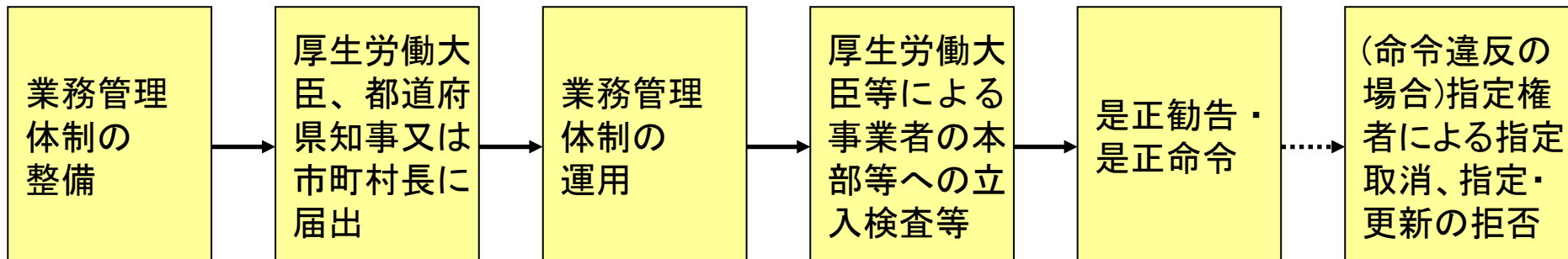
届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

事業者の本部等への立入検査等

- 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



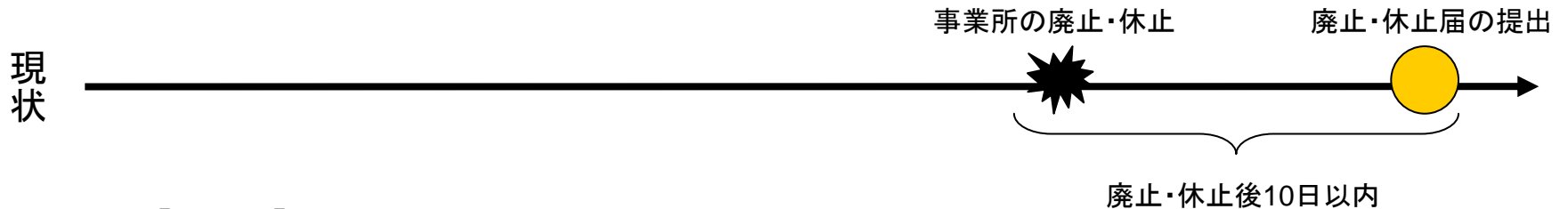
【検査の視点】

- ・業務管理体制の整備及び取組状況
- ・組織的な不正行為の有無 等

※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

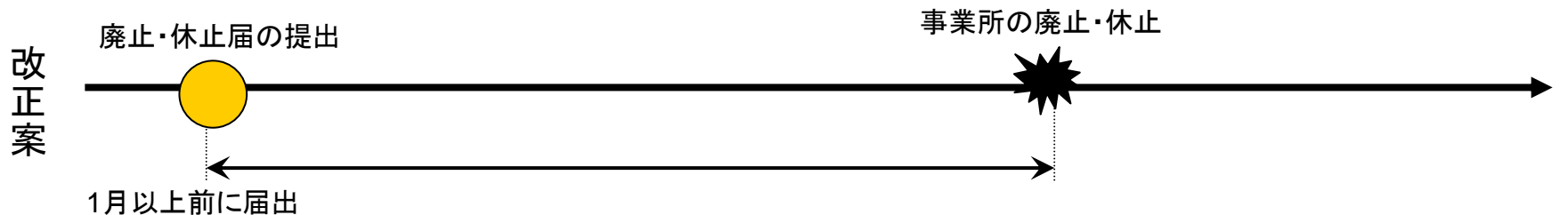
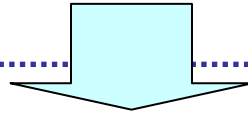
処分逃れ対策①(事前届出制の導入)

- 事業廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届を提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。

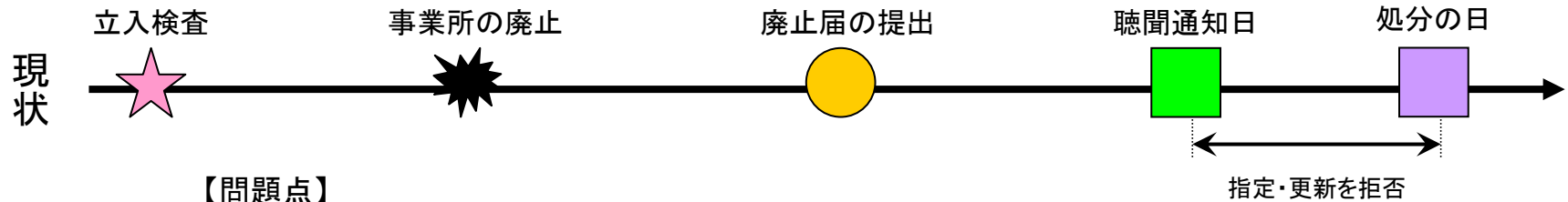


【効果】

- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

処分逃れ対策②(立入検査中の廃止届の制限)

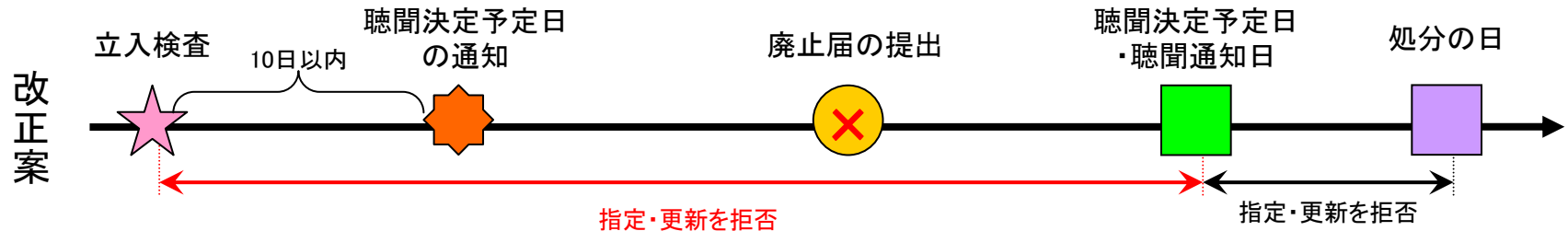
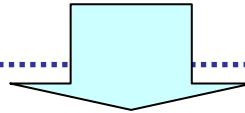
- 立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【問題点】

聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。

※ 聴聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



【効果】

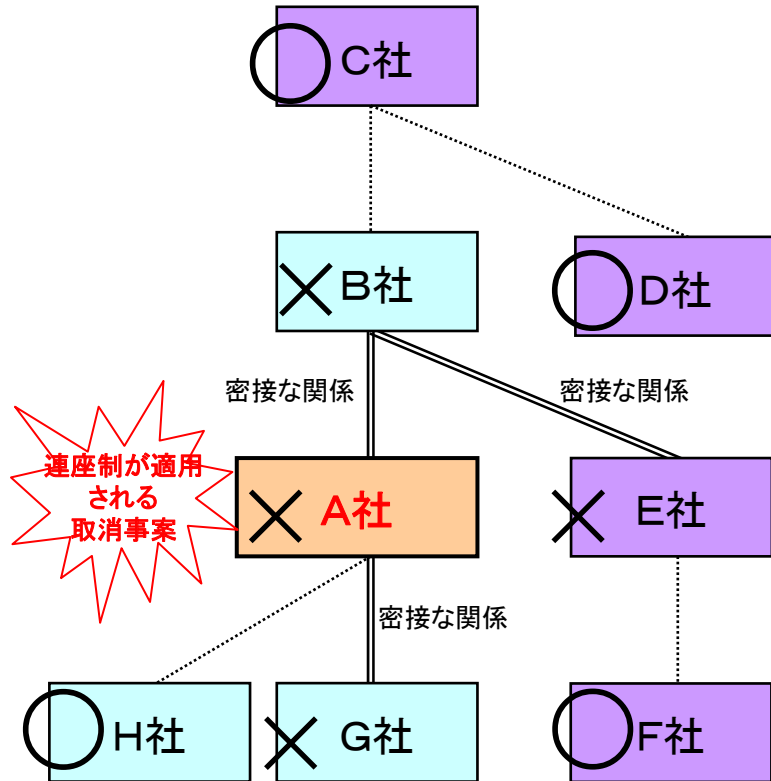
監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
→ 処分逃れを防止

処分逃れ対策③

(密接な関係にある者が指定取消を受けた場合の指定・更新拒否)

- 申請者(法人に限る)と同一法人グループに属する法人であって、密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。

同一法人グループ内で指定・更新が
拒否される場合の例

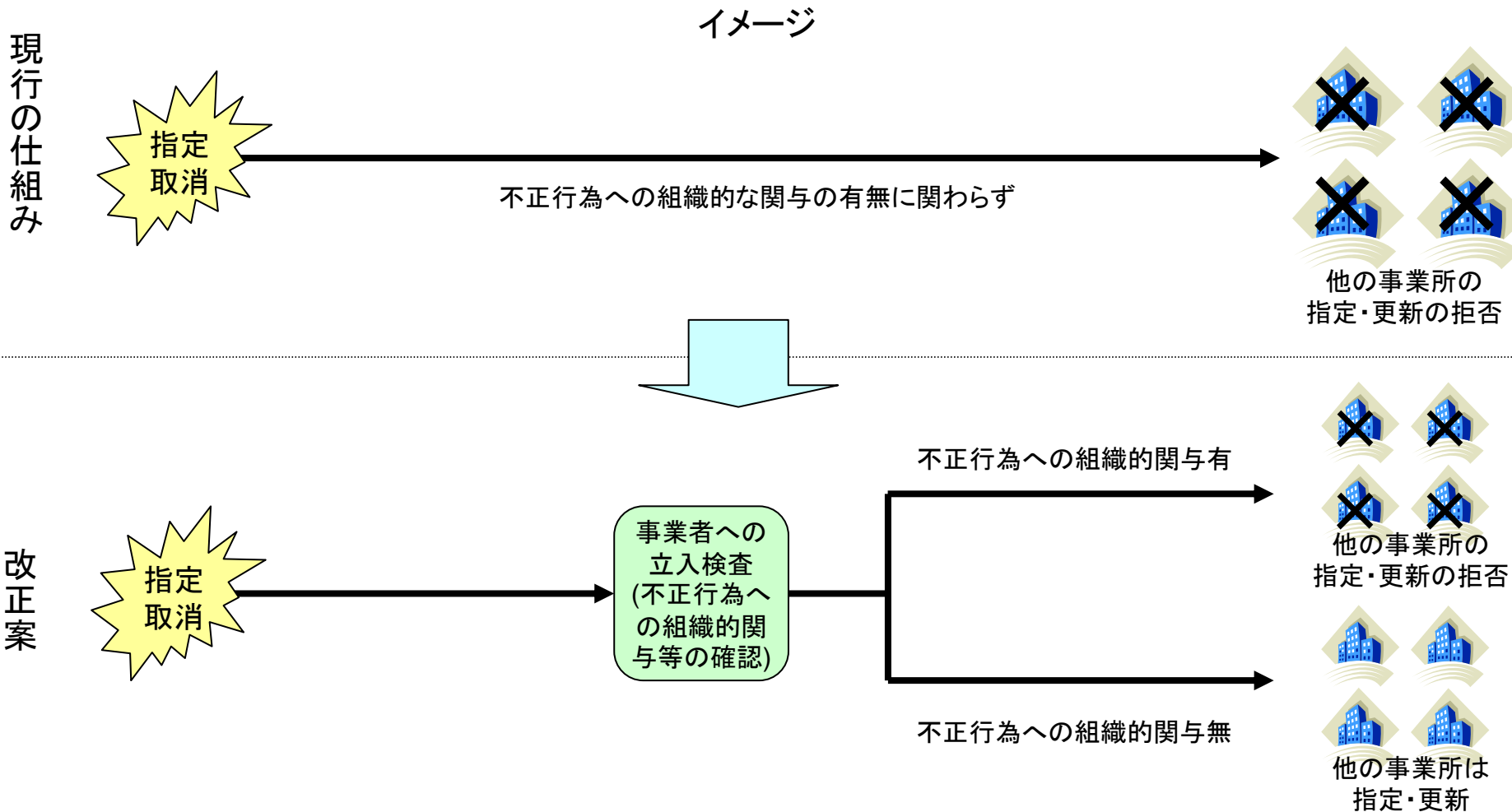


次のすべての要件に該当する場合、指定・更新が拒否される(要件はイメージ)。

- (1) 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- (2) 申請者と密接な関係にある法人であること
- (3) 連座制が適用される取消事案であること

指定・更新の欠格事由の見直し①

○ いわゆる連座制の仕組みは維持し、事業者の本部等への立入検査により、組織的な不正行為への関与がある場合は、他の事業所の指定・更新を拒否する。ただし、組織的な関与が確認されない場合等は、他の事業所の指定・更新を行う。



※ 指定取消事案が生じた場合、業務管理体制の指導監督を行う者は事業者の本部等へ立入検査を行い、不正行為への組織的関与の有無及びいわゆる連座制が適用される範囲を確定させる。

指定・更新の欠格事由の見直し②

○ 居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム等)は、他の居宅系サービス(訪問介護等)と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きいいため、連座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する。

◎指定居宅サービス

【在宅系サービス】

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴 ○通所介護
- 短期入所 等

【居住系サービス】

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

◎指定居宅サービス

【在宅系サービス】

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴 ○通所介護
- 短期入所 等

【居住系サービス】

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

◎指定地域密着型サービス

【在宅系サービス】

- 夜間対応型訪問介護 等

【居住系サービス】

- 認知症共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 等

◎指定地域密着型サービス

【在宅系サービス】

- 夜間対応型訪問介護 等

【居住系サービス】

- 認知症共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 等

◎指定居宅介護支援

◎指定居宅介護支援

◎指定介護老人福祉施設

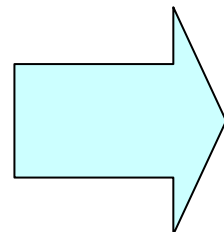
◎指定介護老人福祉施設

◎介護老人保健施設

◎介護老人保健施設

◎指定介護療養型医療施設

◎指定介護療養型医療施設



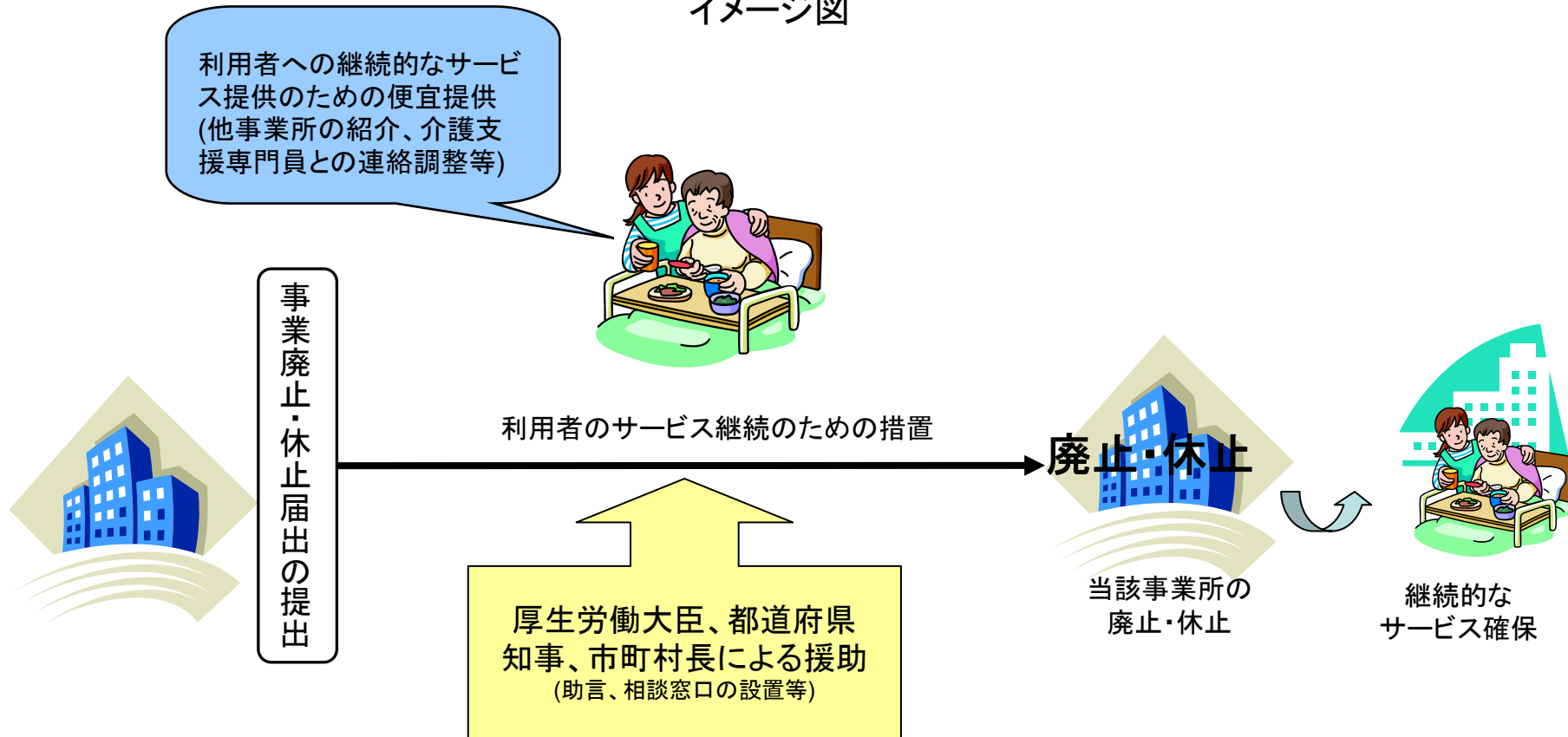
※1 いわゆる連座制は、上記の類型内で適用される。

※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施。

事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うことができることとする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に対して勧告・命令をすることができることとする。

イメージ図



介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

- 返還金等の回収について、手続きを簡素化し、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする。

現行法と改正法比較

	現行法	改正法
内容	返還金及び加算金	返還金及び加算金を徴収金と位置付け
法的性格	民事上の債権 (民法第703条、第704条)	公法上の債権 (介護保険法第144条、 地方自治法第231条の3)
債権回収手段	民事上の執行手続(※1)	滞納処分(※2)
債権の順位	一般債権と同列	国税、地方税の次

※1 市町村は裁判所に申し立て、裁判所又は執行官が強制執行等を行うこととなる。裁判費用、裁判に要する時間等様々なコストがかかるため、地方自治体が容易には使用しにくい。

※2 督促しても納付しない場合、財産の差押等一連の手続で不正に取得した介護報酬を強制徴収することとなる。